

## 事業計画書目次

[経済局]

5款 1項 5目

(単位:千円)

計画 書頁	事業名	令和8年度		令和7年度		増△減(8-7)		新規 ・ 拡充
		事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	事業費	市債+一財	
1	商店街ブランド力向上支援事業	162,448	162,448	153,848	153,848	8,600	8,600	○
2	商店街つながり・連携促進事業	28,700	28,700	23,700	23,700	5,000	5,000	○
3	明るい買い物環境支援事業	94,998	94,998	104,952	104,952	△ 9,954	△ 9,954	
4	消費生活総合センター運営事業	311,885	280,430	305,840	277,577	6,045	2,853	○
5	横浜市消費者協会補助事業	8,506	8,506	8,506	8,506	0	0	
6	消費生活審議会運営事業	945	945	945	945	0	0	
7	消費者行政推進事業	17,965	5,036	18,558	3,291	△ 593	1,745	
8	計量検査業務費	34,359	25,359	35,840	25,340	△ 1,481	19	
9	就職支援事業	15,290	8,390	11,200	4,300	4,090	4,090	○
10	職業訓練事業	143,751	26,426	165,324	23,642	△ 21,573	2,784	
11	技能職振興事業	8,042	8,034	8,042	8,034	0	0	
12	勤労行政推進事業	7,307	7,307	9,214	9,214	△ 1,907	△ 1,907	
13	勤労者生活資金預託金	350,000	0	350,000	0	0	0	
14	シルバー人材センター助成事業	39,997	39,997	39,997	39,997	0	0	
15	技能文化会館管理運営事業	159,148	154,003	156,715	151,888	2,433	2,115	
-	商店街プレミアム付商品券支援事業	0	0	289,000	289,000	△ 289,000	△ 289,000	
	計	1,383,341	850,579	1,681,681	1,124,234	△ 298,340	△ 273,655	

令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	商業振興課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	14	
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	11	施策群番号	25
事業名称	商店街ブランド力向上支援事業										

(单位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	162,448	0	0	0	0	162,448
令和7年度	153,848	0	0	0	0	153,848
増▲減	8,600	0	0	0	0	8,600

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	68,920	50,420	163,150	163,150	163,150
	市債+一般財源	68,920	50,420	163,150	163,150	163,150
決算	事業費	49,893	38,261	163,150	163,150	163,150
	市債+一般財源	49,893	38,261			

背景・課題	<p>＜商店街にぎわい促進事業＞ 令和5年度商店街実態調査では、商店街エリアへの来街者の減少が課題となっており、広報活動やイベント、販促セールなど、来街促進につながる取組による商店街の認知度や魅力アップを支援する必要があります。</p> <p>＜商店街活性化イベント助成事業＞ 魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化のために、地域とのふれあいを深めにぎわいを創出するイベント事業の役割は大きく、継続して支援する必要があります。</p> <p>＜空き店舗対策等個店支援事業＞ 商店街の個店の営業状況の調査では、来客数が減少しそれに伴って売上高が減少している状況です。今後の経営方針として、販促の強化や店舗改修をあげている店舗が多くなっていることから、既存商店の活力回復や市民生活の利便性向上を通じて商店街の活性化を図るために、個店への支援が必要です。また、多くの商店街で空き店舗数の増加が課題となっている現状を踏まえ、空き店舗を活用し、商店街の賑わいを創出する取組が必要とされています。</p>
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市商店街の活性化に関する条例</li> <li>・商店街にぎわい促進事業補助金交付要綱</li> <li>・各区の商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱</li> <li>・小規模事業者店舗改修助成金交付要綱</li> <li>・商店街空き店舗開業助成事業補助金交付要綱</li> </ul>
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【令和5年度商店街実態調査】 設問：「貴商店街ではどのような悩みがありますか」 「売上・来街者の減少」43.6%</li> <li>・【令和5年度消費者購買行動意識調査】 設問：「これからのお店街のあり方や役割について、期待すること」 「イベントや行事など地域のにぎわいづくりの中心」29.0%、「地域住民が気軽に交流できる場」21.6%</li> <li>・【令和2年度来街者調査】 設問：「どのようなことが導入されると、あなたにとって、商店街の魅力が高まると思うか。」 「共同売り出し（セール・福引等）」14.0%、「特色ある個店づくり」12%</li> <li>・【令和5年度商店街実態調査】 空き店舗率（全体）：5.0%、空き店舗総数（全体）：672店舗</li> <li>・【令和2年度経営実態調査】 設問：「今後の経営方針について該当するもの」 「衛生対策」25.7%、「販促の強化」24.6%、「品揃えの変更」13.4%、「営業時間の変更」12.7%、「店舗改装」11.7%</li> </ul>
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和62年度：商店街活性化イベント助成事業開始</li> <li>・平成21年度：商学連携支援（平成16年度開始）、プラン実践支援（平成17年度開始）、魅力UP支援を商店街ソフト支援事業として開始</li> <li>・平成24年度：プラン実践支援を商店街ソフト支援事業に変更、情報発信支援を追加</li> <li>・平成27年度：横浜市商店街第二創業支援事業開始（横浜市商店街個店の活力向上事業の前身）</li> <li>・平成28年度：横浜市商店街個店の活力向上事業開始</li> <li>・平成30年度：商店街関連調査（商店街、消費者対象）実施</li> <li>・令和元年度：小規模事業者設備投資助成事業開始</li> <li>・令和2年度：緊急商店街関連調査（商店街、来街者、経営者、消費者対象）実施</li> <li>・令和3年度：インバウンド対策支援事業（平成29年度開始）を商店街ソフト支援事業に統合</li> <li>・令和4年度：小規模事業者店舗改修助成事業開始</li> <li>・令和5年度：商店街関連調査（商店街、消費者対象）実施</li> <li>・令和6年度：商店街ソフト支援事業、社会課題チャレンジ事業、調査・相談・事務委託支援事業を商店街にぎわい促進事業へ統合 空き店舗開業助成事業、空き店舗誘致支援事業、小規模事業者店舗改修助成事業、繁盛店づくり支援事業を統合し、空き店舗対策等個店支援事業へ</li> </ul>

事業開始年度	昭和62年度ほか				(単位：千円)
細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 商店街にぎわい促進事業	120,000	110,000	10,000	補助内容拡充による増
	2 商店街活性化イベント助成事業	27,500	27,500	0	
	3 空き店舗対策等個店支援事業	12,000	13,400	▲1,400	商店街空き店舗開業助成事業の見直し及び補助金返還請求完了による減
	4 事務費	2,948	2,948	0	
	細事業合計	162,448	153,848	8,600	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 岩船 広	係長 谷藤 俊幸	
--	------------	-------------	--

## 令和8年度 事業計画書

(单位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	28,700	0	0	0	0	28,700
令和7年度	23,700	0	0	0	0	23,700
増▲減	5,000	0	0	0	0	5,000

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	22,700	23,700	18,500	18,500	23,700
	市債+一般財源	22,700	23,700	18,500	18,500	23,700
決算	事業費	23,037	20,533			
	市債+一般財源	23,037	20,533			

背景・課題	<p>&lt;商店街原動力強化支援事業&gt; 商店街において、店舗経営者の高齢化、店舗の後継者不足が進み、商店街組織の担い手不足、組織体制の強化が課題となっているほか、空き店舗対策、地域との連携、イベント開催、魅力発信、デジタル化など、商店街はさまざまな課題を抱えています。また、個別課題解決のほか、時代の変容にも対応しながら、商店街や地域の未来を意欲的に考え、解決に向けて取りもうとする商店街全体の機運の醸成が必要です。</p> <p>&lt;商業活動等支援事業&gt; 市内商店街の活性化や市内ファッショング産業の振興に向けて、消費者や地域のニーズ等に対応した取組や、新たな分野を取り入れた取組等が必要なため、民間事業者や団体・学校等の多様なパートナーと連携が必要です。</p>
根拠法令・方針決裁等	<p>横浜市商店街の活性化に関する条例 横浜市商店街活性化等事業補助金交付要綱 横浜ファッショングウィーク補助金交付要綱</p>
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街の悩み：売上・来街者の減少43.6%、商店街活動を担う人材の不足41.1%、経営者の高齢化35.3%、後継者の不在34.0%【令和5年度商店街実態調査】</li> <li>・空き店舗率（全体）：5.0%、空き店舗総数（全体）：672店舗（令和2年度は704店舗）【令和5年度商店街実態調査】</li> <li>・一般社団法人横浜市商店街総連合会加盟商店街数（各年6月1日現在） <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;実績推移&gt; 2年度 249、3年度 255、4年度 253、5年度239、6年度235</li> </ul> </li> <li>・「横浜ファッショングウィーク」来場者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;実績推移&gt; 元年度 4,000人、2年度 1,500人、3年度 1,500人、4年度 1,600人、5年度3,600人</li> </ul> </li> <li>・「横浜開港記念バザー」来場者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>・&lt;実績推移&gt; 元年度 377,016人、2年度 中止、3年度 中止、4年度 14,752人、5年度40,447人</li> </ul> </li> </ul>
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和39年度：横浜市商店街総連合会設立（平成25年一般社団法人化）</li> <li>・平成8年度：空き店舗活用事業（開業支援枠）開始（令和2年度までは空き店舗誘致事業）</li> <li>・平成19年度：横浜ファッショング振興事業開始</li> <li>・平成27年度：調査・相談・事務委託支援事業開始（令和3年度までは商店街の相談事業）</li> <li>・平成28年度：区局連携魅力ある商店街事業開始</li> <li>・平成29年度：空き店舗活用事業（改修枠）開始（令和2年度までは空き店舗改修事業） 商店街活性化のための区・局・事業者等連携事業として事業者等対象を拡大</li> <li>・平成30年度：宅配・出張販売・送迎支援モデル事業開始（3か年事業）</li> <li>・令和2年度：社会課題チャレンジモデル事業開始</li> <li>・令和3年度：横浜開港記念バザー実行委員会と連携（横浜開港記念バザーは大正9年から） 商店街組織持続化支援事業開始 社会課題チャレンジモデル事業と宅配・出張販売・送迎支援モデル事業を統合し社会課題チャレンジ事業へ 商店街活性化促進プロジェクト事業開始 商店街活性化のための区・局・事業者等連携事業を区局連携事業、事業者等連携事業に分割</li> <li>・令和4年度：区局連携事業と事業者等連携事業を統合し、区・局・事業者等連携事業とする</li> <li>・令和5年度：空き店舗活用事業と商業活動等支援事業を統合し商業活動等支援事業へ 商店街組織持続化支援事業を統合し商店街原動力強化支援事業開始 区局連携事業と事業者等連携事業を分割</li> <li>・令和6年度：区局連携事業と事業者等連携事業を商業活動等支援事業に統合 商店街活性化促進プロジェクト事業を商店街原動力強化支援事業に統合</li> <li>・令和8年度：商業活動等支援事業にて工業EXPO事業実施 商店街開闢調査（商店街・消費者対象）実施</li> </ul>

事業開始年度	昭和39年度ほか			
	(単位:千円)			
細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)
	1 商店街原動力強化支援事業	9,200	7,200	2,000 細々事業追加による増
	2 商業活動等支援事業	19,500	16,500	3,000 新規事業追加による増
細事業合計		28,700	23,700	5,000

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 岩船 広	係長 谷藤 俊幸	
--	---------	----------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	商業振興課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	16		
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	11	施策群番号	25
事業名称	明るい買い物環境支援事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	94,998	0	0	0	0	94,998
令和7年度	104,952	0	0	0	0	104,952
増▲減	▲9,954	0	0	0	0	▲9,954

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	108,380	80,480	100,998	100,998
	市債+一般財源	108,380	80,480	100,998	100,998
決算	事業費	76,423	74,018	100,998	100,998
	市債+一般財源	76,423	74,018	100,998	100,998

事業概要 (アクティビティ)	商店街が実施する施設の整備や災害の影響で破損した施設の修繕等への対応を支援します。加えて、街路灯を保有・点灯し、防犯パトロールを実施している商店街を支援することで、安全・安心な買い物環境の整備を図り、地域経済活性化を進めます。また、大規模小売店舗立地法に基づき、周辺環境の保持を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
安全・安心な商店街づくり事業助成件数	単位	目標	160	160	160	160	160	160
	件	実績	161	160				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
街路灯を所有している商店街のうち、防犯パトロールを行っている商店街の割合	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	<p>ア商店街ハード整備支援事業 (ア)商店街環境整備支援事業 商店街において個性と魅力ある街づくりを推進し集客の向上を図ること、市民の身近な買い物の場である商店街の安全・安心な買い物環境整備を図ることを目的に実施します。商店街設備の新設・更新のほか、脱炭素社会につながる省エネ化、老朽化した施設の撤去や台風や豪雨等の自然災害による破損からの復旧などを進めます。 (イ)安全・安心な商店街づくり事業 安全・安心な地域づくりに寄与することを目的に、防犯パトロールなどの活動を行う商店街が保有する街路灯等の電気代等の維持管理費用を補助することで、その活動を支援します。</p> <p>イ大規模小売店舗立地法運用 大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗の立地に関し、周辺地域の生活環境の保持のため、大型店の設置者に対し、施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされるよう調整を行います。本事業により、小売業の発達を図り、市民経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与します。</p>							
背景・課題	<p>ア商店街ハード整備支援事業 (ア)商店街環境整備支援事業 保有施設のある商店街のうち48.8%の商店街が保有施設の保全・維持管理費用の負担が大きいと感じており、また、23.8%の商店街が老朽化による事故の危険性があると感じています。 (イ)安全・安心な商店街づくり事業 61.8%の商店街が街路灯を所有しており、そのうち48.8%の商店街が保全・維持管理の負担が大きいと感じています。</p> <p>イ大規模小売店舗立地法運用 周辺地域の生活環境保持のため、平成12年6月1日に「大規模小売店舗立地法」が施行されました。</p>							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街環境整備支援事業補助金交付要綱</li> <li>商店街施設撤去支援事業補助金交付要綱</li> <li>商店会解散等に伴う横浜市防犯灯設置基準に基づく商店街区の防犯灯設置要領</li> <li>横浜市安全・安心な商店街づくり事業補助金交付要綱</li> <li>大規模小売店舗立地法</li> <li>横浜市大規模小売店舗立地審議会条例</li> </ul>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>【令和5年度商店街実態調査】商店街の保有施設：街路灯（61.8%）、アーケード（10.8%）、アーチ（片アーチ）（13.3%）、いずれも所有していない（24.9%）</li> <li>【令和5年度商店街実態調査】商店街の保有施設の保全・維持管理における課題は何か：保全・維持管理の費用の負担が大きい（48.8%）、老朽化による事故の危険性がある（23.8%）</li> <li>【大店立地法届出】令和4年度 70件、令和5年度 57件、令和6年度 69件</li> </ul>							
事業スケジュール	<p>①商店街ハード整備支援事業 昭和28年度：横浜市商店街環境整備支援事業 開始 平成17年度：安全・安心な商店街づくり事業 開始 令和4年度：商店会解散に伴う街路灯一斉撤去に係る防犯灯設置費用納付 開始 ②大規模小売店舗立地法運用 平成12年度：「大規模小売店舗立地法」施行により事業開始</p>							
事業開始年度	昭和28年度ほか							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 商店街ハート整備支援事業	94,000	103,922	▲9,922	計画認定申請金額の減少による減
	2 大規模小売店舗立地法運用	998	1,030	▲32	Web会議ライセンス終了による減
	細事業合計	94,998	104,952	▲9,954	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	岩船 広	係長	谷藤 俊幸	
--	----	------	----	-------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	消費経済課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	99
事業名称	消費生活総合センター運営事業							施策群番号	90

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	311,885	0	24,362	7,093	0	280,430
令和7年度	305,840	0	21,194	7,069	0	277,577
増▲減	6,045	0	3,168	24	0	2,853

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	273,314	280,122	274,978	276,993
	市債+一般財源	243,193	250,026	267,909	269,924
決算	事業費	269,031	281,674		266,506
	市債+一般財源	240,707	251,858		

事業概要 (アクティビティ)	(1)消費生活総合センター指定管理(指定管理者：公益財団法人横浜市消費者協会) ア消费者教育に関すること イ消費生活の相談及び苦情の処置等に関すること ウ商品テストその他商品の実習に関すること エ消費生活に関する資料の展示等に関すること オ消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること カ消費者の主体的な活動のための施設の提供に関すること (2)公有財産維持管理								
事業指標① (アウトプット)	年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談受付件数（電話及び来所相談）	単位	目標	15,000	16,000	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700
	件	実績	15,004	16,638					
事業指標② (アウトカム)	年度		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談解決率	単位	目標	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	%	実績	98.6	98.9					
事業目的	消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与することを目的として横浜市消費生活総合センターを設置し、消費生活相談員による相談事業を実施するとともに、消費者教育・啓発を推進し、消費者トラブルの解決や未然防止を図ります。 また、消費生活総合センターの安定的な運営のための施設管理を行います。								
背景・課題	消費者トラブルは幅広い年代を対象として発生しており、デジタル化を背景にその内容は高度化・複雑化しています。最近の傾向としては、点検商法やもうけ話（投資・副業）による被害が増加しています。そこで、被害の未然防止・拡大防止のため、年代に応じた適切な手法を用いた消費者教育・啓発を行う必要があります。								
根拠法令・方針決裁等	消費者安全法、横浜市消費生活条例、横浜市消費生活総合センター条例等								
根拠・データ等	・横浜市消費生活総合センターにおける消費生活相談受付件数（電話・来所相談） <実績推移>令和4年度14,732件、令和5年度15,004件、令和6年度16,638件 ・横浜市消費生活総合センターにおける出前講座（講師派遣）実績（回数、参加者数） <実績推移>令和4年度33回・1,115人、令和5年度46回・1,198人、令和6年度45回・1,432人								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度：横浜市消費生活総合センター設置</li> <li>平成18年度：横浜市消費生活総合センター指定管理（1期目：指定期間5年間）</li> <li>平成23年度：横浜市消費生活総合センター指定管理（2期目：指定期間5年間）</li> <li>平成28年度：横浜市消費生活総合センター指定管理（3期目：指定期間6年間）</li> <li>令和4年度：横浜市消費生活総合センター指定管理（4期目：指定期間5年間）</li> </ul>								
事業開始年度	昭和49年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引（増減）	増減説明
	1 消費生活総合センター運営事業	311,885	305,840	6,045	賃金スライド・物価スライドによる指定管理料の増
	細事業合計	311,885	305,840	6,045	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 畠山 重徳	係長 小山 章太	
--	----------	----------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	消費経済課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	99
事業名称	横浜市消費者協会補助事業							施策群番号	90

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	8,506	0	0	0	0	8,506
令和7年度	8,506	0	0	0	0	8,506
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	8,506	8,506	8,506	8,506	8,506
市債+一般財源	8,506	8,506	8,506	8,506	8,506
決算 事業費	8,506	8,506	8,427	8,506	8,506
市債+一般財源	8,506	8,427	8,506	8,506	8,506

事業概要 (アクティビティ)	横浜市の消費者行政促進のために設立された外郭団体である、公益財団法人横浜市消費者協会の運営に関する経費の一部を補助します。 。(横浜市消費者協会は、横浜市消費生活総合センターの運営や計量検査受託事業、協会自主事業等を実施します。)							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談受付件数(電話及び来所相談)	単位	目標	15,000	16,000	16,700	16,700	16,700	16,700
	件	実績	15,004	16,638				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
相談解決率	単位	目標	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
	%	実績	98.6	98.9				
事業目的	本補助金を交付し、横浜市消費生活総合センターの指定管理業務や計量検査業務を担う、横浜市消費者協会の運営補助することで、消費者の利益の擁護及びその増進を図り、もって横浜市民の安全で快適な消費生活の実現に寄与します。							
背景・課題	横浜市消費者協会は、横浜市の消費者行政促進のために設立され、横浜市消費生活総合センターの運営や計量検査受託事業、協会自主事業等を実施している外郭団体であり、専ら公益性の高い事業のみを実施するため、自主的に財源を確保することが困難です。							
根拠法令・方針決裁等	地方自治法232条の2 横浜市補助金等の交付に関する規則 公益財団法人横浜市消費者協会運営費補助金交付要綱 横浜市消費生活総合センター条例 外郭団体等役員及び職員の人事及び給与の基準に関する要綱 公益財団法人横浜市消費者協会役員及び評議員の報酬等に関する基準							
根拠・データ等	・横浜市消費生活総合センターにおける消費生活相談受付件数(電話及び来所相談) <実績推移>令和4年度14,732件、令和5年度15,004件、令和6年度16,638件 ・横浜市消費生活総合センターにおける出前講座(講師派遣)実績(回数、参加者数) <実績推移>令和4年度33回・1,115人、令和5年度46回・1,198人、令和6年度45回・1432人							
事業スケジュール	・昭和54年度：(財)横浜市消費者協会設立 ・平成9年度：横浜市消費生活総合センター設置 ・平成14年度：特定計量器定期検査の指定定期検査機関としての指定 ・平成18年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者(1期目：指定期間5年間) ・平成23年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者(2期目：指定期間5年間) ・平成24年度：公益財団法人認定 ・平成28年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者(3期目：指定期間6年間) ・令和4年度：横浜市消費生活総合センター指定管理者(4期目：指定期間5年間)							
事業開始年度	昭和54年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 横浜市消費者協会補助事業	8,506	8,506	0	
	細事業合計	8,506	8,506	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	小山 章太
--	----	----	-------

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	消費経済課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	99
事業名称	消費生活審議会運営事業							施策群番号	90

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	945	0	0	0	0	945
令和7年度	945	0	0	0	0	945
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	1,310	1,230	945	945	945
予算 市債+一般財源	1,310	1,230	945	945	945
決算 事業費	710	663			
決算 市債+一般財源	710	663			

事業概要 (アクティビティ)	横浜市消費生活条例に基づき、消費者を取り巻く環境の変化や国及び県の動向を踏まえて、消費生活に関する重要な事項について、調査・審議等を行う消費生活審議会を運営します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
開催回数	単位	目標	6	7	6	6	6	6
	回	実績	4	3				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
会議により決定した事項の取組数	単位	目標	2	2	2	2	2	2
	数	実績	2	2				
事業目的	消費生活審議会は、市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項を調査・審議し、消費者被害の救済に関するあっせん及び調停を行い、消費者の消費生活に係る訴訟の援助に関する事項を調査・審議することで市民の安全で快適な消費生活の実現を図ることを目的としています。学識経験者や事業者団体、消費者などを代表する委員が消費生活の施策等に関する審議を行い、ご意見等をいただくことで消費生活行政の施策に反映しています。							
背景・課題	1990年代後半以降の情報化社会、国際化社会、高齢社会の進展に伴い消費者トラブルが増大しました。消費者と事業者との間には、情報の質及び量、交渉力等の格差が存在します。消費者を取り巻く環境の変化、製品（製造物）、取引（契約）がますます多種多様になっていく中で、市民の安全で快適な消費生活の実現を目的に横浜市消費生活条例が施行（平成8年10月1日）され、同時に消費生活審議会が設置されました。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市消費生活条例、同施行規則及び消費者教育推進法							
根拠・データ等	<p>審議会に基づく取組実績（令和5年度以降実績）</p> <p>【第13次審議会対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時における消費生活トラブルへの対応と消費者被害の防止（令和5・6年度）           <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時消費生活トラブルへの対応内容を盛り込んだリーフレットを作成し、消費生活総合センターのホームページ、X等で情報発信</li> <li>リーフレットの多言語版（英・中・韓・やさしい日本語）の作成</li> <li>ごみ収集車の放送装置を活用し、点検商法等の消費生活トラブルへの注意喚起を実施（令和5年12月から開始）</li> </ul> </li> <p>【第14次審議会対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル社会の進展に伴う消費者教育・啓発等（令和7年度）           <ul style="list-style-type: none"> <li>悪質商法の未然防止を呼び掛ける啓発動画の制作及び各種Web広告での放映（令和7年度）</li> </ul> </li> <li>令和7年度消費者教育推進計画の策定</li> </ul> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成8年度：消費生活審議会の設置</li> <li>令和5年度：第14次消費生活審議会の運営</li> <li>令和6年度：第14次消費生活審議会の運営、第15次消費生活審議会の運営開始</li> <li>令和7年度：第15次消費生活審議会の運営</li> <li>令和8年度：第15次消費生活審議会の運営、第16次消費生活審議会の運営開始</li> <li>令和9年度：第16次消費生活審議会の運営</li> <li>令和10年度：第16次消費生活審議会の運営、第17次消費生活審議会の運営開始</li> </ul>							
事業開始年度	平成8年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 消費生活審議会運営事業	945	945	0	
	細事業合計	945	945	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	畠山 重徳	係長	小山 章太	
--	----	-------	----	-------	--

令和8年度 事業計画書

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	17,965	0	12,929	0	0	5,036
令和7年度	18,558	0	15,267	0	0	3,291
増▲減	▲593	0	▲2,338	0	0	1,745

歳出		令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	18,908	17,060	12,281	12,281	12,281
	市債+一般財源	2,698	2,778	7,736	7,736	7,736
決算	事業費	12,905	12,713			
	市債+一般財源	1,983	2,258			

事業スケジュール	<消費者教育事業>				
	4月	令和8年度横浜市消費者教育推進計画の確定			
	通年(随時)	消費者教育出前講座実施 (インターネット上の取引における消費者トラブル等悪質商法対策)			
	通年	動画広告等による市民向け啓発の実施 (地域の見守りネットワーク担い手確保事業)			
	通年	福祉関係者等を対象とした高齢者被害防止のための研修			
	12月～2月	動画放映(公共交通機関等) (若年層向け啓発)			
	12月	二十歳の市民を祝うつどいの案内状による啓発			
	1月	二十歳の市民を祝うつどいの式典における動画啓発			
	1月	センターと連携した若年層向け啓発パンフレットの大学等への配布 (消費者市民社会啓発)			
	9月～	エシカル消費を啓発する事業の実施 (緊急時に備えた消費者教育)			
	通年(随時)	啓発リーフレットの配布			
	12月～	ごみ収集車の放送を活用した啓発の実施 (警察連携啓発事業)			
	通年(随時)	警察と連携した、消費者被害未然防止のための啓発			
	10月	警察との連携会議の開催			
<地域向け消費者対策事業>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月：地区ごとに年間活動計画策定</li> <li>・通年：地区ごとに活動実施</li> <li>・9月：啓発グッズ（カレンダー・啓発パンフ等）発注</li> <li>・通年（随時）：消費者被害未然防止出前講座（地域向け）の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>：区役所等公共施設でのデジタルサイネージでの啓発動画の放映</li> <li>：最新の事例の共有や啓発物品の提供等</li> </ul> </li> </ul>					
<事業者指導等>					
通年（随時）センターからの情報提供に対する検討、各機関との連絡会議及び合同指導、消費生活関連四法表示監視等事業					

事業開始年度	<消費者教育事業>昭和62年度 <地域向け消費者対策事業>昭和56年度<消費生活関連四法表示監視等事業>平成12年度<事業者指導>平成				
--------	---	--	--	--	--

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 地域向け消費者対策事業	6,911	7,327	▲416	消費生活推進員の委嘱数の減
	2 消費者教育事業	10,816	10,960	▲144	県補助金の一部メニュー終了による減
	3 事業者指導等	238	271	▲33	Web会議ライセンス（zoom）の削減による減
	細事業合計	17,965	18,558	▲593	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	畠山 重徳	小山 章太	

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	消費経済課				新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5
歳出予算科目	一般会計	5	款	1	項	5	目	政策群番号	99
事業名称	計量検査業務費						施策群番号		90

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	34,359	0	0	9,000	0	25,359
令和7年度	35,840	0	0	10,500	0	25,340
増▲減	▲1,481	0	0	▲1,500	0	19

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	25,253	35,753	35,300	35,300
	市債+一般財源	16,071	25,553	24,800	24,500
決算	事業費	32,056	35,884	32,056	35,884
	市債+一般財源	23,235	25,911	23,235	25,911

事業概要 (アクティビティ)	計量法に基づき、取引又は証明に使用する計量器(はかり)の定期検査を行うとともに、商品量目立入検査及び使用計量器の検査・指導等を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
計量器定期検査実績	単位	目標	7,600	9,100	8,600	8,600	8,600	8,600
	個	実績	7,688	7,687				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
不合格計量器適正処理率	単位	目標	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100				
事業目的	本事業では定期検査の実施及び監督・指導を通して計量法の遵守を促します。また、商品量目立入検査、各種メーター等計量器、商品買上検査等を実施することで、適正な計量の実施を確保し、消費者の保護及び事業者の信頼向上に繋げます。							
背景・課題	計量器の定期検査の実施は法定義務であり、着実かつ円滑に実行しなければなりません。また、適正な計量の確保にあたっては、事業者が自主的に適正計量に取り組むことが重要であり、その確認及び啓発のため、商品量目立入検査を初めとした立入検査を実施しています。適正な計量の確保は、市内の経済活動及び消費生活の基盤となるものであり、引き続き堅実でかつ効率的に取り組んでいく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	計量法（平成4年法第51号） 第19条第1項（定期検査）、第20条第1項（指定定期検査機関）、第148条 ほか 横浜市手数料条例第2条							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量器定期検査実績 検査戸数 令和5年度：2,818戸 令和6年度：2,453戸 検査個数 令和5年度：7,688個 令和6年度：7,687個</li> <li>商品量目立入検査実績 検査戸数 令和5年度：31戸 令和6年度：55戸 検査個数 令和5年度：1,013個 令和6年度：1,969個</li> <li>計量器立入検査実績 検査戸数 令和5年度：51戸 令和6年度：87戸 検査個数(内台帳検査) 令和5年度：3,590,238個(3,589,989個) 令和6年度：3,619,663個(3,619,144個)</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度 機関委任事務から自治事務へ移行</li> <li>平成14年度 (財)横浜市消費者協会を指定定期検査機関に指定</li> <li>平成15年度 指定定期検査機関に計量器定期検査を全面委託</li> <li>令和3年度 計量器定期検査の一部直営を開始</li> <li>令和6年度 指定定期検査機関に計量器定期検査を全面委託</li> <li>令和7年度 (公社)神奈川県計量協会を指定定期検査機関として新たに指定</li> </ul>							
事業開始年度	昭和27年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 計量器定期検査	34,359	35,840	▲1,481	大型はかり検査未実施による委託費等の減(隔年)
	細事業合計	34,359	35,840	▲1,481	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 畠山 重徳	係長 井戸川 敏志
--	----------	-----------

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	就職支援事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	15,290	6,900	0	0	0	8,390
令和7年度	11,200	6,900	0	0	0	4,300
増▲減	4,090	0	0	0	0	4,090

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	17,607	20,886	15,290	15,290
	市債+一般財源	12,459	8,401	15,290	15,290
決算	事業費	17,522	20,639		
	市債+一般財源	12,374	8,154		

事業概要 (アクティビティ)	本事業では、国の雇用対策を担うハローワーク等と連携した合同就職面接会の開催及び個別支援の実施等により、就職を促進します。各種の取組を周知するため、ホームページ・各種リーフレットによる広報を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
(延べ) 来場者数 (R6までは事業支援者 数)	単位	目標	1047	952	398	398	398	398
	人	実績	1328	1316				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
支援により就職に結 びついた人數	単位	目標	65	102	50	50	50	50
	人	実績	91	101				
事業目的	<p>&lt;合同就職面接会&gt; 合同就職面接会を通じて市内企業の人材確保と求職者の就職に寄与します。</p> <p>&lt;外国人就職支援事業&gt; 面接会、セミナー等を通じて市内企業の外国人材確保と求職者の就職に寄与します。</p>							
背景・課題	<p>令和7年6月の本市の有効求人倍率は0.98で、新型コロナの影響に伴う低下から持ち直し、上昇傾向が続いています。</p> <p>また昨今人手不足が一層深刻になっており、外国人労働者の重要性は高まる一方であると見込まれています。今後、技能実習制度が令和9年度に育成労制度への見直しが予定されており、市内企業からも外国人就労支援を求められています。本市においても、令和7年度に、採用・育成時の企業課題やニーズ、必要な支援等を把握するため、調査・研究を行いました。この調査結果をもとに、採用セミナーや面接会等を実施し、市内企業の人材不足解消に寄与します。</p>							
根拠法令・方針決裁等	職業安定法、労働施策総合推進法							
根拠・データ等	労働力調査（総務省）、一般職業紹介状況（厚生労働省）、神奈川県労働力調査報告（神奈川県）、令和4年就業構造基本調査、経済財政運営と改革の基本方針2024（内閣府）							
事業スケジュール	<p>平成18年度：地域連携雇用促進事業 事業開始</p> <p>平成21年度：「横浜で働く！」推進事業へ事業名変更</p> <p>令和3年度：「就職支援事業」へ事業名変更</p> <p>令和2年度：就職氷河期世代就職支援プログラム 事業開始</p> <p>令和5年度：就職氷河期世代就職支援プログラムを横浜市就職サポートセンター事業へ統合</p> <p>令和7年度：横浜市就職サポートセンター事業終了、外国人就職支援事業開始</p>							
事業開始年度	平成18年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 合同就職面接会		■■■■■	9,200	■■■■■	■■■■■■■■■■
	2 外国人就職支援事業		■■■■■	2,000	■■■■■	■■■■■■■■■■
	細事業合計		15,290	11,200	4,090	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 岡山 桂	
--	-------------	------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	12
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	職業訓練事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	143,751	117,247	0	78	0	26,426
令和7年度	165,324	141,612	0	70	0	23,642
増▲減	▲21,573	▲24,365	0	8	0	2,784

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	166,511	163,595	143,751	143,751
	市債+一般財源	22,866	21,917	26,426	26,426
決算	事業費	115,342	111,185		
	市債+一般財源	21,203	22,191		

事業概要 (アクティビティ)	一般的の離職者やひとり親等に対し、就業に必要な知識や技能の習得を目指した職業訓練を行い、就職活動を支援します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
入校申込者数	単位	目標	1,200	1,200	1,040	1,040	1,040	1,040
	人	実績	912	729				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就職率	単位	目標	80	80	80	80	80	80
	%	実績	73.8	76.6				
事業目的	専門的な知識・技能の習得や就職支援により、訓練生の早期就職を目指します。							
背景・課題	専門的な知識、技能の習得や就職支援を行うことにより、就職活動を有利に進めることができます。							
根拠法令・方針決裁等	職業能力開発促進法、横浜市中央職業訓練校条例及び同施行規則、横浜市中央職業訓練校処務規程、横浜市中央職業訓練校 入校申込者の選考等に係る事務取扱要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>完全失業率（年平均・全国） 令和4年：2.6%、令和5年：2.6%、令和6年：2.5%</li> <li>有効求人倍率（年平均・横浜市） 令和4年：1.06、令和5年：1.12、令和6年：1.14</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和33年度：事業開始</li> <li>平成25年度：医療・調剤事務OA科開設</li> <li>平成26年度：年間定員600名に増加</li> <li>令和4年度：年間定員660名に増加</li> <li>令和8年度：IT・デジタル技術活用科開設、医療・調剤・介護事務科開設、介護総合科廃止、介護・医療事務OA科廃止、医療・調剤事務OA科廃止</li> </ul>							
事業開始年度	昭和33年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 職業訓練事業	143,751	165,324	▲21,573	訓練科変更に伴う減
	細事業合計	143,751	165,324	▲21,573	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 佐藤 靖彦	
--	-------------	-------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	11
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	技能職振興事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	8,042	0	0	8	0	8,034
令和7年度	8,042	0	0	8	0	8,034
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	9,032	8,326	8,042	8,042	8,042
市債+一般財源	8,982	8,286	8,034	8,034	8,034
決算 事業費	7,649	7,284			
市債+一般財源	7,649	7,284			

事業概要 (アクティビティ)	市民の生活・文化に寄与する、手仕事・手作業を中心とした職である技能職の振興を図ります。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
技能職者表彰人数	単位	目標	80	80	80	80	80	80
	人	実績	69	63				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
技能職関連ウェブサイト・SNSアクセス件数(※3年度はウェブのみ)	単位	目標	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
	件	実績	403,411	164,501				
事業目的	技能職者の社会的・経済的地位の向上を図り、また、貴重な技能を次世代に継承していくことを目的として、技能職の魅力を広く伝えたり、後継者の育成を支援したりするため、次の取組を行います。 ①横浜マイスター事業 ②技能職者表彰 ③技能職団体等活動支援							
背景・課題	長い伝統や文化の中で培われてきた優れた技能は、市民生活を支えるとともに、生活にうるおいや豊かさをもたらす、市民の方々が共有する貴重な財産であり、その振興を図り、次の世代にも継承していくことが必要です。 また、こうした技能職者の多くは、横浜経済の一翼を担う中小・小規模事業者であることから、技能職振興を通じて、中小・小規模事業者の支援及び横浜経済の活性化の観点からも、振興を図ることが重要です。							
根拠法令・方針決裁等	横浜マイスター要綱、横浜市技能功労者等表彰要綱、技能職振興事業補助金交付要綱、横浜市技能職者育成事業補助金交付要綱							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能職振興に関するヨコハマアンケート(令和2年度)</li> <li>技能職事業者経営状況調査(令和2年度)</li> <li>技能職に関する若者意識調査(令和4年度)</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和42年度：横浜市技能功労者等表彰事業を開始</li> <li>昭和46年度：横浜市技能職団体連絡協議会への補助金事業を開始</li> <li>平成8年度：横浜マイスター事業を開始</li> <li>平成19年度：後継者育成のための取組への助成事業等を開始</li> </ul>							
事業開始年度	昭和42年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 横浜マイスター事業	3,847	3,931	▲84	実績に基づく費用の精査、事業見直しによる減
	2 技能職者表彰	835	461	374	賞状作成方法変更に伴う増
	3 技能職団体等活動支援	3,360	3,650	▲290	補助額見直しに伴う減
	細事業合計	8,042	8,042	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 渡部 良太郎	
--	-------------	--------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	8
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	勤労行政推進事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	7,307	0	0	0	0	7,307
令和7年度	9,214	0	0	0	0	9,214
増▲減	▲1,907	0	0	0	0	▲1,907

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算 事業費	7,764	9,620	7,307	7,307	7,307
市債+一般財源	7,764	9,620	7,307	7,307	7,307
決算 事業費	6,211	6,400			
市債+一般財源	6,211	6,400			

事業概要 (アクティビティ)	適切な働き方の実現や生活の安定の確保を含む勤労者の福祉の増進を目的として、勤労福祉諸団体等の活動を支援するとともに、勤労者の適切な働き方や雇用・生活の安定を支える諸制度に関する周知啓発などを行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
街頭労働相談会におけるワーキングガイドPRカード配布の実施回数	単位	目標	2	2	2	2	2	2
	回	実績	2	2				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
労働情報・相談HPアクセス件数	単位	目標	8,500	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
	件	実績	9,303	18,270				
事業目的	勤労者の適切な働き方の実現、生活の安定の確保といった重要な課題に効果的に対応するためには、本市として、国や県の関連施策・取組と連携するほか、勤労者関係諸団体の活動を支援する必要があります。また、労働法制や労働・社会保障など勤労者の適切な働き方、雇用・生活の安定を支える諸制度の周知を図り、その活用を促すことも重要です。そのため、以下のような取組を行います。 ①勤労福祉団体等の活動支援 ②「ワーキングガイド」による労働法制等の周知啓発 ③課の運営 ④課保有資産の有効活用 ※令和7年度で事業終了							
背景・課題	右肩上がりの経済成長期からバブル期を経て、日本経済が成熟する一方でグローバルな競争は激化し、現在、急速な経済成長を見込むことが難しい時代となっています。これに伴い、勤労者を取り巻く状況は厳しさを増し、かつては日本型雇用の特長と言われた年功序列や終身雇用、企業の充実した福利厚生などが大きく変化し、非正規雇用も増加しています。 このような状況の中、2010年代半ばから、国内では様々な面での「働き方改革」が進められてきており、国際的にも「持続可能な開発目標（SDGs）において「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）」の実現が謳われるなど、勤労者の適切な働き方の実現、生活の安定の確保が重要な課題となっています。							
根拠法令・方針決裁等	駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年5月 法律第158号）、横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会条例（昭和36年12月 条例第37号）							
根拠・データ等	・神奈川県労働組合基礎調査結果(令和4年12月)中央組織等別加盟状況 ・就業構造基本調査（令和4年）							
事業スケジュール	昭和55年度 勤労福祉団体等補助金開始 平成8年度 神奈川県駐労福祉センター補助金開始 平成12年度 ワーキングガイド作成開始							
事業開始年度	昭和55年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 勤労福祉団体等の活動支援	6,717	6,917	▲200	実績に基づく減
	2 「ワーキングガイド」による労働法制等の周知啓発	67	80	▲13	実績に基づく減
	3 課の運営	523	623	▲100	実績に基づく減
	4 課保有資産の有効活用	0	1,594	▲1,594	手続き終了による皆減

細事業合計	7,307	9,214	▲1,907
-------	-------	-------	--------

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 武田 央介	
--	-------------	-------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	勤労者生活資金預託金					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	350,000	0	0	350,000	0	0
令和7年度	350,000	0	0	350,000	0	0
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			予算	事業費	350,000
決算	市債+一般財源	0	令和6年度	350,000	350,000
	事業費	350,000		350,000	0
	市債+一般財源	0		0	0

事業概要 (アクティビティ)	勤労者の生活を守り、福祉を増進させるため、勤労者向けの貸付事業を実施します。本市が福祉金融機関である中央労働金庫に貸付原資を預託し、それを活用して中央労働金庫が制度を運用します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
貸付提供金額	単位	目標	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000	350,000
	千円	実績	350,000	350,000				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
新規貸付	単位	目標	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	千円	実績	33,160	29,280				
事業目的	本事業は、勤労者の生活を守り、福祉を増進させるために実施します。本市が貸付原資の一部を福祉金融機関である中央労働金庫に預託することで、資金を必要とする勤労者に低金利の貸付を安定して提供することができます。貸付を金融機関を通じて行うことで、その専門的能力によりコストやリスクを軽減することができ、費用対効果が大きくなります。							
	(1) 貸付制度の概要 ア 貸付内容 ① 福利厚生のための資金貸付 ② 仕事と家庭の両立のための資金貸付 ③ 脱炭素社会の実現に寄与するための資金貸付 イ 貸付対象 市内に在住又は在勤する勤労者 (2) 預託先 中央労働金庫横浜支店 (3) 預託金額 350,000,000円 (4) 預託方法 無利息 (普通預金無利息型決済預金) (5) 預託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日							
背景・課題	市場経済において勤労者は弱い立場にあり、景気の変動や産業構造の変化、感染症蔓延を含む災害の発生などの様々な要因により、経済的な安定が失われる危険性があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市勤労者生活資金貸付に関する事務取扱要綱							
根拠・データ等	貸金業関係資料集 (金融庁: 令和5年11月)							
事業スケジュール	昭和55年度 事業開始 平成25年 5月31日 自動車ローン等の利用増により預託金額上限に到達しそうになり、貸付を休止。 平成26年 4月 1日 貸付条件を厳格化。年収700万円までの所得制限を設ける。 令和 2年 4月 1日 所得制限を撤廃。 令和 2年 6月22日 「新型コロナウイルス感染症の影響による資金貸付」を開始。 (令和2年度実績: 116件・101,530千円) 令和 4年 4月 1日 「脱炭素社会の実現に寄与するための資金貸付」を開始。 令和 6年 3月31日 「新型コロナウイルス感染症の影響による資金貸付」を終了。							
事業開始年度	昭和55年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 貸付金事業	350,000	350,000	0	

細事業合計	350,000	350,000	0
-------	---------	---------	---

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 武田 央介	
--	-------------	-------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	シルバー人材センター助成事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	39,997	0	0	0	0	39,997
令和7年度	39,997	0	0	0	0	39,997
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	63,190	42,646	39,997	39,997
	市債+一般財源	63,190	42,646	39,997	39,997
決算	事業費	63,190	42,649	39,997	39,997
	市債+一般財源	63,190	42,646	39,997	39,997

事業概要 (アクティビティ)	下記事業を実施する（公財）横浜市シルバー人材センターに対し、財政支援を行います。 (1) 会員(概ね60歳以上の高齢者)に対する臨時の・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会の確保と提供 (2) 会員に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業 (3) 会員の就業に必要な知識及び技能習得のための講習の実施 (4) 就業等を通じた会員の生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図るために必要な事業 (5) 前4号に掲げるもののほか、会員の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における会員の能力の活用を図るために必要な事業							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
会員数	目標	12,200	12,200	12,600	13,000	13,000	13,000	13,000
	人	実績	11,567	11,045				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
就業実人員	目標	7,000	7,000	6,350	6,400	6,400	6,400	6,400
	人	実績	5,784	5,646				
事業目的	健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた、臨時のかつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、これらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もつて高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与します。							
背景・課題	少子高齢化の進展に伴い労働力が不足する中、地域社会の担い手として、市内の高齢者の活躍が期待されています。							
根拠法令・方針決裁等	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、公益財団法人横浜市シルバー人材センター定款 横浜市シルバー人材センター事業補助金交付要綱、横浜市特定協約団体との協約							
根拠・データ等	<b>【設置根拠】</b> 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市内の高齢者（市内60歳以上人口1,207,109人（令和6年推計））の臨時・短期的または軽易な業務にかかる就業機会を確保し、市民に提供します。 <b>【データ】</b> 令和6年「高年齢者雇用状況等報告」集計結果 神奈川県労働力調査 横浜市将来人口推計							
事業スケジュール	令和8年4月～令和8年3月 事業補助金交付 令和8年7月 神奈川県シルバー人材センター連合会会費支払い							
事業開始年度	昭和55年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 シルバー人材センター助成事業	39,997	39,997	0	
	細事業合計	39,997	39,997	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 岡山 桂	
--	-------------	------------	--

# 令和8年度 事業計画書

事業局課	経済局	雇用労働課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	10
歳出予算科目	一般会計	5 款 1 項	5 目	政策群番号	11	施策群番号 25
事業名称	技能文化会館管理運営事業					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和8年度	159,148	0	0	5,145	0	154,003
令和7年度	156,715	0	0	4,827	0	151,888
増▲減	2,433	0	0	318	0	2,115

歳出	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
予算	事業費	144,410	149,146	153,725	153,865
	市債+一般財源	141,292	145,880	148,580	148,720
決算	事業費	143,523	147,816		148,580
	市債+一般財源	140,059	144,080		

事業概要 (アクティビティ)	技能職の振興、雇用による就業機会の確保並びに勤労者福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的とした横浜市技能文化会館の管理運営を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
貸室利用率	単位	目標	—	60%	61%	62%	63%	64%
	%	実績	55.8%	56.6%				
事業指標② (アウトカム)	年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
技能職振興、就業機会確保、勤労者福祉関連の企画への参加者数	単位	目標	—	6,800	7,000	7,100	7,200	7,300
	人	実績	6,730	6,558				7,400
事業目的	横浜市技能文化会館は、条例により設置されている公の施設であり、本市が指定管理者制度により管理運営することとされています。 同会館は、条例に定める3つの目的のために次のとおり活用されています。 (1)技能職の振興 技能職の拠点施設として技能職者や技能職団体の活動・交流などに活用されています。また、各種講座の開催を通じて、市民が技能に触れる場にもなっています。 (2)雇用による就業機会の確保 就労支援を行う事業の拠点として、市民の就職を推進します。 (3)勤労者の福祉の増進と文化の向上 勤労者支援の事業・団体活動の拠点として機能するとともに、雇用・就業等に関する相談対応や勤労者向け労働セミナー、会館を使用したイベントの開催や研修室等の貸出しを行い、市民活動の支援を行っています。							
背景・課題	横浜市技能文化会館は技能職振興の拠点施設であり、市内において類似施設は少なく貴重です。施設が充実しているほか、公共交通の便が良く、大規模駐車場も併設することから、市域全体に利用者がいる貴重な市民利用施設になっています。 新型コロナウイルス感染症による施設運営への影響が限定的になってきており、低下した施設稼働率の改善や施設運営コストに対する利用者負担割合の適正化といった課題に対して適切に対応をしていく必要があります。技能職振興等の拠点としての役割を十分に果たしていくためにも、社会状況や利用者ニーズの変化に対応して事業内容を隨時見直していくことが必要です。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市技能文化会館条例、横浜市技能文化会館条例施行規則							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市技能文化会館事業報告書（各年度）</li> <li>横浜市技能文化会館第三者評価結果報告書（令和元年度及び令和5年度）</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和61年度：運営開始</li> <li>平成18年度：指定管理者制度導入、第1期指定管理期間開始 指定管理者：株式会社ファンケルホームライフ</li> <li>平成23年度：第2期指定管理期間開始 指定管理者：株式会社キャリアライズ</li> <li>平成28年度：第3期指定管理期間開始 指定管理者：株式会社キャリアライズ（平成28年4月～平成30年9月） バーソルテンプスタッフ株式会社（経営統合により平成30年10月から同社に変更）</li> <li>令和3年度：第4期指定管理期間開始 指定管理者：株式会社明日葉</li> <li>令和8年度：第5期指定管理期間開始</li> </ul>							
事業開始年度	昭和60年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	8年度	7年度	差引(増減)	増減説明
	1 会館の管理運営	159,148	156,715	2,433	物価スライド等対応に伴う増加
	細事業合計	159,148	156,715	2,433	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 新谷 雄一	係長 渡部 良太郎	
--	-------------	--------------	--